

本号で公布された 法令のあらまし

1 弁理士法施行令の一部を改正する政令（政令第三一号）（経済産業省）
 1 弁理士法の一部を改正する法律の施行に伴い、日本弁理士会の会則の変更であつて経済産業大臣の認可を必要とする事項に、弁理士の資質の向上を図るための研修に関する事項を追加することとした。

2 この政令は、平成二十年四月一日から施行することとした。

弁理士法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十年二月二十二日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第三十一号

弁理士法施行令の一部を改正する政令

内閣は、弁理士法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十一号）の施行に伴い、及び弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第五十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

弁理士法施行令（平成十二年政令第三百八十四号）の一部を次のように改正する。

第一条を削る。

第二条中「法」を「弁理士法（以下「法」といふ。）」に改め、同条を第一条とし、第三条を第二条とする。

第四条中「第九号」を「第十号」に改め、掲げる事項の下に（同項第十号に掲げる事項にあつては、法第三十一条の二に規定する研修に関する事項に限る。）を加え、同条を第三条とし、第五条から第七条までを一条ずつ繰り上げる。

附則
この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

財務大臣 額賀福志郎

経済産業大臣 甘利 明

内閣総理大臣 福田 康夫

省令

○総務省令第十四号

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第一百五十五号）の施行に伴い、並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の九の項、別表第三の三の項及び別表第五第三号の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年二月二十二日

総務大臣 増田 寛也

政令

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第十四項中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改め、同項に次の二号を加える。

四 貸金業法第二十六条第二項の認可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五 貸金業法第三十三条第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

第三条第三項及び第五条第三項中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

告示

○総務省告示第八十一号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第三百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十年二月二十二日

総務大臣 増田 寛也

指定統計の名称 人口動態調査

調査票の使用目的 国立大学法人北海道大学が、独立行政法人日本学術振興会の科学研究費補助金を受けて行う研究「建築都市の安全性の評価分析とバリアフリー対策」の一環として、住居のヒートショックに起因する死に至る傷病の発生について、地域、年齢、性別、死因及び外気温の関連を分析する基礎資料を得るため、平成十五年一月から平成十八年十二月までの各月分の人口動態調査死亡票（いずれも磁気テープに転写分）から所要の事項を転写し、集計する。

調査票の使用者の範囲 厚生労働省大臣官房統計情報部企画課電子計算機室登録データ係の職員並びに国立大学法人北海道大学大学院工学研究科教授 絵内正道及び准教授 羽山広文

○総務省告示第八十二号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第三百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十年二月二十二日

総務大臣 増田 寛也

指定統計の名称 医療施設統計

調査票の使用目的 国土交通省が、国土数値情報における公共施設データを更新するための資料として、平成十七年の医療施設調査の医療施設静態調査病院票及び一般診療所票（いずれも磁気テープに転写分）から所要の事項を転写する。

調査票の使用目的の範囲 厚生労働省大臣官房統計情報部企画課電子計算機室登録データ係の職員、国土交通省国土計画局総務課国土情報整備室、国土交通技官 出口智恵並びに同省から業務を受託した国際航業株式会社東日本事業本部デジタルセンシングセンターデータプロダクトグループプロジェクトマネージャー 伊藤裕並びに技師 飯嶋郁雄、中西芳彦、檀上拓也、平令佳代子及び佐々木洋一

○総務省告示第八十三号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第三百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十年二月二十二日

総務大臣 増田 寛也

指定統計の名称 賃金構造基本統計

調査票の使用目的 独立行政法人労働政策研究・研修機構が、男女間賃金格差に関する研究の一環として、男女の賃金の実態を把握する基礎資料を得るため、平成元年から平成十八年までの各年分の賃金構造基本統計調査の事業所票及び個人票（いずれも磁気記録媒体に転写分）から所要の事項を転写し、集計する。

調査票の使用者の範囲 厚生労働省大臣官房統計情報部企画課電子計算機室登録データ係の職員並びに独立行政法人労働政策研究・研修機構雇用戦略部門統括研究員 藤井宏一、副主任研究員 堀春彦、臨時研究協力員 馬欣欣及び古俣誠司並びにアシスタント・フェロー 高田しのぶ